

沖縄法政研究所報

Okinawa Institute of Law and Politics

第28号

所長・副所長 挨拶 pp.1-2

第17回シンポジウム『追跡 日米地位協定と基地公害「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』をめぐって

—法的、歴史的、政治的視点からの検討— pp.3-6

第40回講演会『建議書』は生きている —沖縄の現状がその証— p.7

第41回講演会 刑事弁護が社会を変える —GPS 捜査違法事件を中心に— p.8

研究会 pp.9-11

コラム「さんごしょう」 p.12

2018年度 所員・特別研究員名簿 pp.13-14

2018年度 活動日誌 p.15

写真・新聞記事等

「祖国復帰大行進団 国頭 辺戸岬 1965年4月27日」沖縄県公文書館提供

「返還協定に強い不満」(1971年11月17日)琉球新報社提供

「返還協定」を強行採決(1971年11月18日)琉球新報社提供



強行採決の瞬間

衆院沖縄返還協定特別委は17日午後3時15分、自民党単独で強行採決、議場は大混乱した。
琉球新報1971年11月18日より



沖縄国際大学総合研究機構 沖縄法政研究所

第40回講演会「『建議書』は生きている—沖縄の現状がその証—」ポスターを編集再掲

第12代所長

任期 2017年4月1日～2019年3月31日

さとう まなぶ
佐藤 学

法学部教授
専攻：地方自治、
アメリカ政治



2年前に本欄で「沖縄法政研究所が研究対象とすべきあらゆる分野で、根源的かつ歴史的な問いかけに答えていかねばならない時代にある」と書きました。この問題意識は、一層強まっています。政治的自由、言論・報道の自由、民主政治、法の支配等、第二次世界大戦後、とりわけ冷戦終結後の世界を律してきた「リベラルな世界秩序」が揺らいでいます。経済でも、自由貿易主義体制が、その総元締めであった米国から、崩されようとしています。

自明のことであると考えてきた価値を、それが

変革する価値の中で・謝辞

「有利」であり「儲かる」から、掲げていれば事足りる時期は終わったということでしょう。同時に、91年以降の世界は、「冷戦終結ボーナス」とWTOによる、世界市場の拡大、低廉な労働力の出現により、「リベラルな世界秩序」が、経済的發展と偶々共存した、歴史的な僥倖だったという苦い認識を迫られます。すなわち、経済的利得と関係なしに、その価値自体を守り、発展させていく覚悟と知恵が、切実な課題として、今から新たに問われていくことになります。

大言壮語を吐きますが、沖縄法政研究所の活動は、そのような大状況を見据えて進めていかねばならないと考えます。今回、所長選挙により再任して頂きましたが、再投票での、全所員中の絶対得票率は40%を割っております。信任頂いたとは到底言えません。もとより、所長が独断専行するような組織ではありませんが、所員の皆さんの御意見により運営していくより外に道はないと考えます。御協力をよろしくお願い致します。

第11代副所長

任期 2017年4月1日～2019年3月31日

たいら つよし
平 剛

法学部教授
専攻：財政学、地方財政論



2年前、副所長就任にあたっての挨拶に、「研究所の役割、存在意義を自問しながら任務を果たしていく」と書きました。個人的に、沖縄法政研究所の主な役割は以下の2点だと考えてやってきました。1つ目が「様々な研究成果の学外、とくに地域社会への還元」で、2つ目が「所員による個々の研究活動の結節点になること」です。

離任の挨拶・謝辞

一点目については、シンポジウムや講演会、研究会の開催と、それぞれの分野で活躍しておられる研究諸氏の協力を得て、いずれも盛大に会を開催することができました。毎回、大勢の地域の方々に足をお運びいただき、特に米軍基地問題に関わる報告に対しては、フロアから鋭いご質問や熱いご意見が寄せられ、当地での関心度の高さをあらためて思い知らされました。

二点目に関しては、私自身の力不足から十分な結果が残せたとは言えませんが、これについても佐藤学所長のご尽力で改善へ向けての取り組みが進められつつあります。今後は、引き続き任にあたられる佐藤所長の下、所員としてこれまで研究所の調査研究を牽引してこられた伊達竜太郎氏の副所長就任で、2年後には大きな研究業績の蓄積がみられるものと確信しています。

最後に、2012年度より今年度8月までの2期6年間、法政研究所の初代研究支援助手を務められた石川朋子さんが退任されました。石川さんは、2014年度に、大きな反響を呼んだ「ヘリコプター墜落事件10年 連続企画 問われる沖縄アイデンティティとは何か」や、2015年度「連続企画 沖縄の未来を考える―基地の島 沖縄が問う」等の大きな企画を中心となって成功に導き、一方、法政研究所研究会開催の定期・定例化の道筋を付ける等、沖縄法政研究所の大学研究所としての存在意義を高める「かたち」を作り上げる重要な貢献をされました。沖縄法政研究所として、心から感謝申し上げます。

今年度9月より、親川裕子研究支援助手が、法政研の実務を担っています。親川さんは、これまで数多くの市民組織に関わってきた方で、頼りない所長の下で、既に支柱的働きをされています。3年間の任期、宜しくお願い致します。

お忙しい中、シンポジウムへご登壇、研究会でご報告いただいた所員の方々、紀要編集委員の方々、いつも温かくご指導をいただいた前所長の稲福日出夫氏と前副所長の照屋寛之氏には心より感謝を申し上げます。また、数多くの事業において準備から当日の司会まで八面六臂に活躍された石川朋子前研究支援助手をはじめ、後任の親川裕子氏、研究支援課の職員の方々、そしてだれより佐藤所長にはたいへんお世話になりました。おかげで2年間貴重な経験をさせていただきました。ありがとうございました。



第12代副所長

任期 2019年4月1日～2021年3月31日



伊 達 竜太郎

法学部准教授
会社法、国際取引法、沖縄の経済政策と法
(沖縄経済特区など)

2019年4月から2年間、2期目となる佐藤学所長のもとで、沖縄法政研究所の運営に携わる機会を頂きました。アイデア豊富な佐藤所長を少しでもサポートできるように、取り組んで参りたいと思います。

沖縄法政研究所は、沖縄の地において、法律学と政治学を探究する研究機関として活動しています。佐藤所長は、政治学に造詣が深いことから、私は、法律学の視点を加えることができると考えています。

これまで、沖縄法政研究所と個人的な関係としましては、シンポジウム・講演会・研究会・共同研究・事業計画委員・紀要の編集委員などで関わるがありました。それぞれの場面で、とても貴重な経験をさせて頂いたことで、研究者・教育者として鍛えられてきたと感じています。次のステップとして、副所長の任務を全うできるように、最善を尽くす所存でございます。

親川裕子・研究支援助手や研究支援課のスタッフとも連携を取りながら、沖縄法政研究所のために、微力ながらも、貢献できるようにしていきたいと思っています。今後とも、ご指導のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

沖縄法政研究所フォーラム 第17回シンポジウム

『追跡 日米地位協定と基地公害 「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』をめぐって —法的、歴史的、政治的視点からの検討—

2018年12月15日（土）に本研究所主催で、ジャーナリストで沖縄タイムス特約通信員のジョン・ミッチェル氏を招聘してシンポジウム『追跡 日米地位協定と基地公害「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』をめぐって—法的、歴史的、政治的視点からの検討—を開催した。

シンポジウムでジョン・ミッチェル氏は、米国の公文書を公開させる法律「情報自由法（以下、「FOIA」Freedom of Information Act）」を活用して得られたアメリカ、日本の双方における米軍基地の汚染状況とその課題、今後の取り組みについて報告された。後のパネルディスカッションでは、所員の照屋寛之教授（司会兼）、比屋定泰治教授、野添文彬准教授、柴田優人講師がパネリストとしてそれぞれの専門分野からミッチェル氏の報告に対し議論した。参加者は約140人

【基調講演】

ジョン・ミッチェル氏 ジャーナリスト・沖縄タイムス特約通信員

■在日米軍、在沖米軍による環境汚染



ジョン・ミッチェル氏

三沢空軍基地では戦闘機燃料タンク投棄事故が地元漁に影響を与え、放射能汚染水が地元知られぬまま廃棄されていた。横田空軍基地では航空機燃料、ディーゼル油、発がん性の泡状消火剤など約1万リットル以上の有害物質が漏出し、基地内の飲料水、多摩川をPFAS汚染にさらした。

米海兵隊岩国基地では、この10年間で340件以上の環境事故が起きており、泡状消火剤の基地外への漏れ出し、PCBの大量漏れ、軍用機による海上への燃料投棄事故も起きている。その他、厚木海軍基地、横須賀海軍基地、佐世保海軍基地でも放射性廃棄物、PCB、燃料事故など枚挙にいとまがない。

米軍占領下の沖縄では、1959年の那覇港における核ミサイルの誤発射事故、1969年の神経ガスの海洋投棄などをはじめ、核弾頭が約1,000個、化学兵器が1万3千トン貯蔵され、生物兵器のテストが行われ、何万個もの枯葉剤のドラム缶が保管されていた事実など、沖縄は世界で最も集中して大量破壊兵器が貯蔵されている島であった。廃棄にあたってはPCB汚染油や化学物質は地元住民へ売却、あるいは焼却、埋却処分されていたことがわかっている。

1968年には具志川で海水浴中の子どもたちが皮膚と目に火傷を負った。後のCIAの調査では、海洋投棄された化学兵器が原因の一つであると結論付けている。70年代には除草剤で汚染された国場川の水を飲料水として摂取した住民に起きた健康被害をはじめ、80年代には普天間基地周辺地域に漏出した排水から化学物質が検出され、2000年代には燃料漏れや、肝臓、甲状腺を害し、胎児への影響や癌を引き起こすPFOS、PFASを含む泡状消火剤が基地外へ流出する事故が起きている。

基地内の建物に多く使われたアスベスト（石綿）には発がん性が指摘され、米軍人やその家族も犠牲になったことが明らかになっている。同時にダイオキシンを含む枯葉剤が廃棄された近くの遊び場や学校に通う米軍人の子供たちが癌や免疫疾患、呼吸困難、神経性の病気にかかっている。これは米軍が戦後70年にわたり沖縄でダイオキシン、PCB、鉛、ヒ素、劣化ウラン、放射性廃棄物で汚染し続けた結果であり、米軍は地球最大の汚染者といえる。

■米国内の環境汚染

米軍の環境汚染はアメリカ本国でも行われており、キャンプ・ルジュン海兵隊基地では、1950～80年代にかけて化学物質が飲料水を汚染し、軍人軍属とその家族が白血病、癌、流産などの被害をうけた。調査の結果、海兵隊は汚染の事実を把握していたにもかかわらず、政府にも偽り、正確な情報を提供していなかったことが明らかになった。アメリカ国民は軍へ強く環境改善を求め、政府に対しても働きかけを行った結果、環境事故の記録義務、環境保護局による基地内調査の許可、環境保護局のホームページで汚染情報の確認ができることとなった。

■不透明性から透明性へ

米国では、環境浄化は米軍の第一義的責任であるとされている。一方で、日米地位協定上、日本では在日米軍の環境汚染に際し情報公開が十分になされず、返還跡地の環境浄化に際しても全額日本側負担となっている。

軍で使用される化学物質は有毒物質を含んでおり、人体に蓄積され、世代間へ影響を及ぼす。環境汚染や健康への影響に関する情報はすべての人間に必要なものであり、情報へのアクセスが制限されることはあってはならない。FOIAで米軍基地の環境汚染情報を入手できれば、日本側に報告されていない事故も詳細に知ることができる。米国政府は戦後行ってきた環境汚染に対し、返還後の汚染浄化にかかるコストを負担すべきである。

【パネルディスカッション】

パネリスト

司 会 兼	照屋寛之	沖縄法政研究所所員	沖縄国際大学法学部教授
	比屋定泰治	沖縄法政研究所所員	沖縄国際大学法学部教授
	野添文彬	沖縄法政研究所所員	沖縄国際大学法学部准教授
	柴田優人	沖縄法政研究所所員	沖縄国際大学法学部講師

■照屋（司会兼パネリスト）：戦後、基地から派生する事件事故の多さを痛感していたが、ミッチェルさんの講演から改めて、私たちの生命、財産、基本的人権が侵害されていると感じる。個人的には1968年、嘉手納基地で起きたB52墜落事故を鮮明に記憶している。朝5時前の早朝、具志川村（現・うるま市）の自宅から嘉手納の方角が真昼間のように明るくなり、当時15歳の私は、真剣に地球異変が起きたと思った。そして、先ほどミッチェルさんの報告にもあった、具志川の海水浴で子どもたちが皮膚炎を起こした事例は、田んぼで仕事をしていた人も田んぼの水が顔にかかって皮膚炎を起こしている。当時は海藻が悪かったんじゃないかという話もあったりして原因不明だったが、ミッチェルさんの本でも枯葉剤の可能性が指摘されており、今日の報告ではCIAも「海洋投棄された化学兵器が原因の一つである可能性がある」と認識している報告もあった。



照屋寛之 所員

沖縄の戦後史というのは、米軍基地の被害の戦後史という捉え方もできるのではないかと改めて痛感した。

■比屋定：ミッチェルさんの本で米軍基地の環境汚染の実態に驚いたことはもちろん、FOIAを駆使して実際に各地の米軍基地を回り、内部の情報提供者から情報を集めてまとめられており、初見のことも多く、非常に有り難い貴重な本だというのが第一印象だ。



比屋定泰治 所員

在日米軍基地から派生する環境に関する事件事故が改善されない理由を地位協定と日米合同委員会から考えたい。基地管理の全権限が米軍側にある地位協定第3条が盾となり地元自治体のチェックができず、汚染が米軍由来ではないとされれば確かめようが無い。さらに同協定第4条第1項は米軍の原状回復義務のみならず、補償、賠償のいずれの義務も負っておらず汚染除去は日本側負担であると明記されている。同条第2項で返還後の残存物は価値の如何にかかわらず無償で日本が取得できることになっている。一方、ドイツのボン補足協定では全く逆で付加価値があればドイツ側が

購入し、損害があればアメリカ側が保障して元に戻すとの条文になっている。

次に、合同委員会では、事件事故時の通報手続きとして、米軍は実質的な汚染が生じる相当な蓋然性がある場合には、発生の日時や場所、被害状況を詳細かつ迅速に日本側に通報しなければならない。しかし、沖縄タイムスでミッチェルさんが報じたように、佐世保では2014年に起きた事故が報告されていなかった。

1973年に基地内への立ち入り調査を認める合意があったにもかかわらず、30年間公表されず利用できていなかったことが明らかとなり、96年に手続きが定められているが、米軍側の判断に委ねられており、不許可となっても米軍は理由を示す必要が無い。つまり、基本的には米軍が違反をし、日本側が被害を受けるという図式にしかならず、合意が守られていないのに放置されている理由は、違反時に米軍に是正させる手続きがないため、結局は米軍任せになっているといえる。結局のところ米軍の運用を最優先した合意内容になっているだけでなく、合同委員会で決定されたことすらも守られていない。

日本側が強く是正を求めない限り米軍は現状維持に終始する。国際法上は、政府間で責任や違反を追及する姿勢が無い限り、違反に対して何のアクションもなかったということになりかねないことを踏まえても、

日本政府の責任は重大である。

野添：NHKのドキュメンタリー番組「沖縄と核」（2017年）で那覇基地の核兵器誤発射がスクープされていたが、実はミッチェルさんが発掘した事実だったことを知り、非常に貴重なお仕事をされていると感じた。この本を読むと、照屋先生も仰られていた「沖縄の戦後史は環境破壊の戦後史だ」と痛感する。同時に米軍が沖縄だけでなく、日本各地、米国本土でも環境汚染を行っているという指摘には、米軍が持つ組織としての問題性を非常に考えさせられた。最近ではSNSで米兵がビーチクリーンの様子をアピールすることも多く、真に受けてしまう学生もいるが、やはり米軍そのものの活動として環境破壊する要素があることを考えたい。



野添文彬 所員

地位協定は日米行政協定（1952年締結）の延長線上にあり、米軍が基地を自由使用できる、いわゆる排他的管理権、全土基地方式を維持している。背景には戦後、吉田茂首相が早期講和を求めて占領後の米軍駐留を認めたことに遡り、72年施政権返還直後と、95年の少女暴行事件後に米側が沖縄駐留を危惧していた際、いずれも日本政府が「必要だ」と海兵隊を維持したことが明らかになっている。さらに2009年には米側が環境保全の取り決めに柔軟な姿勢を示したのに対し、当時の高見澤将林（のぶしげ）防衛局長が地元の基地立ち入り調査要求が高まることへの懸念や、環境浄化のコスト増を危惧し、米側の前向きな姿勢を潰したことがわかっている。

つまり米側は「日本がお願いするから日本にいてやっている」という論理構造にあり、日本はアメリカに対し発言できる立場に無いという従属的な関係性は、日米安保、日米行政協定、そして日米地位協定へ引き継がれていることがわかる。この経緯を踏まえると、米軍が既得権益として日本における基地使用の権利に固執しているということもいえるが、同時に日本側の同盟維持の共犯者という側面も指摘せざるを得ない。

最近、河野外務大臣が「地位協定の違いは当然で他国協定の比較には意味が無い」と発言したが、環境問題は普遍的な問題であり、地元住民の生命や安全を軽視することはあってはならない。安全保障と基本的人権としての環境問題を切り離して考える必要があり、地元の意向を取り入れ、原状回復費に関してもアメリカ側の負担も要請する取り決めでしていくべきであると考えます。

柴田：今回のミッチェルさんの報告と日本の国内環境法的に密接に関連すると思われる、地下水汚染規制、土壌汚染規制、化学物質規制の3点についてコメントしたい。



柴田優人 所員

まず、地下水汚染と土壌汚染は、汚濁した水が地下へと浸透することによって土壌汚染、地下水汚染が同時に発生するという点でストック型汚染といわれ、人間の手によって除去しない限り汚染が残留し続けるという特徴を持つ。

地下水の浄化は都道府県知事が汚染者に対して命じることができるが、土壌汚染対策法は土壌の浄化そのものではなく、健康被害の防止が目的とされているため、第一義的に土地の所有者が汚染除去の義務を負う。しかし、基地返還後に土壌汚染が発覚した場合、本来の土地所有者が浄化しなければならないという矛盾した事態が発生してしまうため立法的な解決が求められる。同時に、土壌汚染は実際に調査してみなければ汚染の有無が確認できないため、早くから汚染の証拠を収集していく必要があり、その点からもミッチェルさんの活動は重要性が高い。

次に、化学物質から生じる被害は非常に重大なことが多いため、事前対策が求められる。PRTR法（特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律）では、PFAS、アスベスト、PCB、鉛、ダイオキシン類、ヒ素などは既に危険性が明らかであり、日本では第一種特定化学物質として、製造量、輸入量、環境中の排出量、廃棄物としての移動量の各段階で規制があり、最終的な廃棄場所まで把握、報告しなければならない。特に、PCB、PFASから派生するPFOSは第一種特定化学物質に該当し、日本では規制というより禁止に近く、今日の報告にあった米軍が住民に直接売却した事例は、現在でも同じことが起きたら移動、廃棄が把握できず非常に大きな問題となる。

日本における環境保全手法は環境、排出に一定の基準を定め、国民は基準を守る義務を持つとの規制的手法を原則としている。環境基準や排出基準が設定できない場合は、環境負荷の少ない製品やサービスを提供する企業が、消費者や投資家がそれらを選択できるように情報開示の整備など、企業の環境保護を促進する情報的手法がある。

企業と米軍とでは大きく異なるが、基地内の環境汚染に関する情報を開示させ、国民の監視、批判の下に置くことで米軍に対する自主的な環境的配慮活動を促すことは、企業に



向けられた情報的手法と共通の素地があるものであり、環境保全活動として非常に大きな意義を有するし、ミッチェルさんの活動と一致すると考える。

最後に、環境法の基本原則の一つである汚染者負担原則について言及したい。OECD勧告で示された経済学的な観点に基づく原則であり、環境復元費用や被害者の救済費用は汚染者が負担すべき、正義と公平の原則として展開されてきた。米軍基地内の環境汚染に起因する健康被害に対して個別の因果関係を問うことなく、一律に認定し、アメリカ、日本の負担によって迅速に補償金を支出する行政上の救済システムを検討することが可能ではないかと考える。

■阿部小涼琉球大学人文社会学部教授（ジョン・ミッチェル氏の著作2冊の翻訳を担当された）が会場より発言

これまでミッチェルさんの本は環境分野に関心のある方たちがフォーカスをあてて議論してきたが、今回、政治学、外交、国際関係や国際法、行政の諸法制度のフレームからこの本の重要性を議論するアプローチは非常に重要な機会だったと考える。同時に、ミッチェルさんの努力を通して手にした事実をいかに国や行政に実行させるかという点が今日の焦点だったようにも思う。日常暮らす私たちの土地、その地下に浸透した汚染の問題をこの土地で議論することの重要性を改めて痛感した。

一方で、ミッチェルさんの2冊の翻訳をする中で、被害の程度や重大さ、重篤さが十分に理解されず、闇雲に農業生産者や住民を怖がらせているという風評被害に接してきた。今日の報告をとおして、風評被害という言い方が被害者を叱責するような方向性をはらんでいるのではないかということ、そして私たちは責任追及の方向性を間違っていないということが理解できた。

非常に専門的で、法律体系などを含む難しい本ではあるが、翻訳にあたって、日本語で知る人に理解できるようにと努めた。今日のフォーラムでは手話通訳もあり、より多くの人々が知る機会を得たことをとてもうれしく思う。

【ラウンドテーブル】

■比屋定：JEGS（在日米軍が作成する「日本環境管理基準」Japan Environmental Governing Standards）の原則は、アメリカ国内法、アメリカ環境基準、日本の環境基準のうち、より高いほうの基準を適用する原則になっているとの報告があったが、その原則を持つ米国の軍事基地がなぜあのような状況になるのか理解しがたい。基準に対する軍の考え方が背景にあるのか。

■ミッチェル：今年の初めに米国政府はJEGS、日本の環境基準の履行状況を調査し、普天間を含め、在沖米軍基地・施設において100件以上の違反があったことが判明しているが、日本政府へ報告する義務はなく、米軍の基準設定やその管理は米軍自身に委ねられているため、外部監視の目がなく、規制する実態がない。

■野添：知る権利を通して得た環境汚染の実態は生活者に不安を与えてしまうのではないかと、我々はどうすべきか。また、世界展開している米軍基地の環境破壊について専門家の国際的な連帯はどうなっているか。

■ミッチェル：最も強調したいことは、FOIAを活用することで沖縄の人々が自分たちの健康、安全に関する情報を得ることができるという点だ。同時に報道機関がFOIAを利用することも重要。2点目は、多くの地域で人々が個々の活動をしており、それらの情報を共有することで環境破壊をしている軍に透明性を求める機運が世界規模で広がっていると感じる。

■柴田：情報の透明性について、市民が情報公開法を利用して情報を得ていく手段がある一方で、逆に米軍側から市民へ情報を提供する制度は無いのか。不都合な情報を強制的に提供させることが可能なのか仕組みなどについて伺いたい。

■ミッチェル：軍が不利益な情報を自らで開示することはありえないし、強制的に開示させることも難しいが、内部通報者の存在、情報は重要だと考える。

尚、ジョン・ミッチェル氏がFOIAで入手した米軍基地から派生する環境汚染情報が、電子媒体で本学図書館へ寄贈された。

本シンポジウムで上江洲薫図書館長（佐藤学所長代読）よりジョン・ミッチェル氏へ御礼状が手交された。本学図書館で準備が完了次第、公開される予定。

※本フォーラムの詳細は『沖縄法政研究』第22号（2019年度刊行予定）に収録予定。



沖縄法政研究所 第40回講演会

『建議書』は生きている—沖縄の現状がその証—

2018年8月4日（土）、元琉球政府復帰対策室調査官の平良亀之助氏に、「復帰措置に関する建議書（屋良建議書）」についてお話しいただいた。講演に先立ち、平良氏のインタビュー映像「届かなかった建議書」（琉球朝日放送、2014年5月13日放映）、「沖縄が日本に還った日1972.5.15」（NHK BS1、2012年放映、一部編集）の2本を上映した。参加者は約200名。



平良亀之助氏

46年前の日本復帰は、琉球住民にとって悲願であり、左右を超えての統一運動が展開されました。では、なぜ復帰に際し、琉球側から日本政府に対し、復帰の中身に物申すといった建議書を突き付けたのでしょうか。それは、日本政府が、琉球の意見・要望に何ら配慮もしないで、復帰施策を強行したためです。

1971年11月17日、「沖縄国会」と銘打った臨時国会で、衆議院沖縄返還協定特別委員会は、沖縄の復帰に関する協定ならびに復帰に関する法案の審議中でした。琉球政府・屋良主席は午後3時15分に羽田空港に着きましたが、ほぼ同時刻、同委員会は、自民党議員から出された緊急動議により審議打ち切り、屋良主席が提出すべく携えていた建議書は門前払いになりました。

屋良主席は翌日、衆参両院議長、総理大臣他全閣僚に建議書を提出し、沖縄の要望・意見に沿うよう、強く要求しました。以来、知事は誰もあの建議書を取り下げていません。したがって、日本政府に提出した「復帰措置に関する建議書」は手続上、現在も有効だと思っています。

69年10月に、琉球政府企画局に復帰対策室が設置され、参事官7人、係長級の調査官が参事官1人に3人ずつ付けられて、業務にあたりました。私は調査官として教育文化担当でした。他分野でも関係団体に通知を出し、復帰に臨んでの要望・意見を出して貰い、調整しながら三次に分けて復帰対策要綱にまとめました。

同時に、諸団体から成る復帰対策県民会議が諮問機関として組織されましたが、日本政府に都合の良いものしか諮問されません。会議の代表が、屋良主席に、「重要な基地問題等が諮問にかけられないのは、我々が追認機関になっているからではないか」と厳しい申し入れもしました。

この頃、情報が入らないまま、「沖縄国会」の期日が近付いていきました。ところが、1971年9月30日に、返還協定と復帰措置に関する関連法案が琉球政府に届けられているのが判明し、副主席を通じてこの法案資料を提出させました。この「極秘文書」を手分けして総点検する27人のプロジェクトチームが琉球政府内で編成され、泊まり込み徹夜で、復帰措置、関連法案の問題点を洗い出し、屋良主席に上申しました。当時ですから、手書き、殴り書きのような状態の文書です。それを、主席の気心の知れた大学研究者や弁護士何人かを公舎に招いてさらにチェックし、屋良主席が「山中（貞則）先生は、びっくりしないかな」と言いながら、まとめ上げたのが、建議書前文です。

1970年11月15日、復帰前に「国政参加選挙」が実施されました。それは、復帰措置を決める国会に沖縄の代表がいたという「アリバイ作り」のためではないかと考えます。特別委員会には、沖縄選出の瀬長亀次郎（沖縄人民党）、安里積千代（沖縄社会大衆党）両議員が通告質問を出して順番待ちをしていたのに、審議打ち切り・強行採決をしました。日本政府が、アリバイ作りも配慮できないくらい追い詰められていたのか、あるいは、あの建議書は受け取るなという何かの指示が飛んできたのでしょうか。

建議書の基本的要求「基地のない平和の島としての復帰を強く望んでおります」は、今も日本政府に突き付けることができます。残念ながら、46年前と何も変わっていません。時には、本義を正して、ウチナーンチュの本心を込めて、日本政府に正々堂々と主張し続けなければならないのです。

（質疑応答では、現在の状況への対応等、多くの質問に平良氏が回答されました。詳細は、『沖縄法政研究』第21号収録の講演録を参照下さい。）



沖縄法政研究所 第41回講演会

刑事弁護が社会を変える —GPS捜査違法事件を中心に—

2018年10月27日（土）、弁護士の亀石倫子特別研究員を講師に「刑事弁護が社会を変える」と題し、弁護士になった経緯や関わった刑事事件から職業選択の自由やプライバシーの権利、クラウドファンディングを活用した弁護活動についてお話しいただいた。参加者は約130名。



亀石倫子氏

■ロースクールで学んだ憲法、推定無罪の原則、黙秘権

大学卒業後、就職、結婚を経て法科大学院に進学、司法試験に挑戦し、合格した。刑事事件を中心に扱う弁護士事務所の6年間で200件以上の刑事弁護を担当し2年前に独立した。ロースクール時代に自由権や社会権、参政権といった基本的人権に触れ、推定無罪や黙秘権などの原則を学んだ。被告人の立場に立つことで見えてくる刑事事件を通して、思想良心の自由や表現の自由、職業選択の自由など、憲法で保障されているはずの国家からの自由権が侵害されている事例について、若手弁護団で取り組んだ裁判への活動について話したい。

■「風俗営業」を問う —クラブNOON風営法違反被告事件

バンドやアーティストがライブをしながら踊るクラブが、風俗営業法（風営法）に違反しているとして摘発された事件で事業主の弁護を担当した。遡ると、風営法は性犯罪や性感染症の温床となっていたダンスホールを取り締まるために戦後直後にできた法律であり、現在のクラブは風営法で取り締まるべき性質のものではなく、事業主の職業選択の自由をも奪うものであると訴えた。裁判は寄付で資金を集め、クラブを応援するアーティストや仲間たちがイベントを開催し、全国のクラブに関わる人たちの問題とされ注目を集めた。実際の公判ではDJに証人として出廷してもらい、法廷では直にクラブの音楽、ライブイベントの様態を裁判官に見てもらった。加えて、現在では中学校1、2年生でダンスが必修科目になっていることも訴え、1、2審、最高裁で無罪となった。その後、風営法は改正されクラブが除外されることとなった。

■職業選択の自由、表現の自由を求めて—彫師医師法違反被告事件

タトゥーが医師法第17条の医行為（医業）にあたり、医師以外が医業をしてはならないと、平成27年頃から警察は彫師を摘発しはじめた。罰金刑を課され、支払った彫師もいたが、タトゥーを彫ることが犯罪とは受け入れられないとする彫師が訴え裁判が始まり、支援者たちが団体をつくって寄付を集めた。入れ墨に対してマイナスのイメージが強い日本だが、裁判では伝統文化と結びついていることや、アートとしても日本のタトゥーは世界的に高く評価され、最近では手術跡を隠す、家族の記念日を彫るなどポジティブな意味で捉えられていることも説明した。日本で初めて裁判でクラウドファンディングを活用し、裁判における調査費用や資料翻訳に要する資金を集めた。多くの賛同が集まりとても勇気づけられた。

（編集注）講演会後、2018年11月14日、大阪高裁で「タトゥーは医行為にあたらぬ」として逆転無罪判決が下された。11月27日大阪高検が上告。

■プライバシーの権利、国家の監視とは—GPS捜査違法事件と共謀罪

警察が窃盗犯ら捜査対象者の車両にGPSを取り付け、捜査令状無く位置情報を取得していたことはプライバシーの侵害にあたるとして訴えた。裁判ではGPS端末の精度の高さ、警察が私有地に令状なく立ち入りGPSを設置していたことを説明した。地裁では「令状の必要な強制処分にあたる」とされたが、高裁では「重大な侵害は無い」と後退した判決となった。最高裁大法廷での審理では、「権力が国民を監視する社会を許すのか、プライバシーを大切にする社会になるのかこの判決は分岐点になる」と弁論した。判決では「GPS捜査は強制処分であって、令状無く行うのは違法である」とし、憲法35条「侵入、搜索や押収を受けることの無い権利」は住居、所持品に限らずこれらに準ずる私的領域への「侵入」も含まれるとの解釈も明らかにした。

計画の段階から罰することを可能とする共謀罪は監視が正当化され、GPS捜査や新たな監視が制度化されることを意味する。GPS捜査は過去10年間、徹底的に秘匿され捜査記録が残されずに行われてきた。共謀罪で監視が前提とされれば、国家権力が国民を監視することに拍車がかかってしまう。プライバシーの権利が個人の考えやアイデンティティを形成するうえで守られなければならない、かけがえのないものとした本最高裁判決の意義を改めて強調したい。

* 講演の詳細については本研究所紀要『沖縄法政研究』第22号（2020年刊行予定）に掲載予定。

研究会



小林武 特別研究員



黒柳保則 所員

沖縄法政研究所 第65回研究会

宮古島人頭税廃止運動の意義 – 請願権の観点からの考察 –

2018年6月4日（月）に第65回研究会を開催し、小林武特別研究員が「宮古島人頭税廃止運動の意義 – 請願権の観点からの考察 –」と題して報告を行った。司会・コメントーターは黒柳保則所員・法学部教授が務めた。参加者は20名。

小林氏は、青年期に起きた宮森小学校ジェット機墜落事件を機に「基本的人権の精神を持つ憲法は沖縄には無いのか」という思いを持ち続けていた。沖縄の人たちが抱える不条理を沖縄だけの問題にしていけないという思いから愛知大学法科大学院教授を定年退官後、沖縄に移住し、「平和的生存権」や18世紀半ば以降の「沖縄憲法史」について研究をすすめている。

今回の研究会では、愛知大学法学部法経論集に寄稿した「宮古島人頭税廃止運動の成功とその背景 – 請願権の観点からの考察 –」を元に明治憲法上の請願権を再評価し、今日における請願権の意義について報告した。

「宮古島人頭税」の背景について、宮古島では17世紀からおよそ200年間にわたり、貧富画一の年齢に応じた頭割りの現物納課税が続いており民衆に苛斂誅求を強いていた。廃琉置県後も旧慣温存によって、地方役人が「名子」「宿引女」として農民の男女を労役に使うといった状況も残っていた。人頭税廃止運動は、農民たちが島役所、県庁へ「懇願」「哀願」するものの聞き入れられず、帝国議会に請願書を、解散中ではあったが衆議院に建議書を提出し、貴族院、衆議院で建議書が可決される。窮地に追い込まれた農民の人間らしい生存をかけた闘いであったといえよう。

従来の人頭税に対して一般的には、優れた指導者、共働を獲ることができた民衆の努力（難治の人民）であったこと、旧慣制度の結節点としての頭税が資本主義発達の阻害要因になっていたこと、天皇制政府が沖縄を「帝国の屏障」に位置付けられたこと、沖縄県民の日本への同化運動の役割を担わされたことなどの評価がある。

一方で、帝国憲法下における請願書採択は、天皇の「徳澤」を民衆に蒙らしめるためとの支配者の意思があり、民衆のエネルギーを、請願を聴許することで「慈悲の大御心」の中に取り込むという目的もあった側面についても報告された。（文責：親川）



中林啓修 特別研究員

沖縄法政研究所 第66回研究会

米軍機事故への危機管理対応に関する3都県比較研究

2018年7月26日（木）に第66回研究会を開催し、中林啓修特別研究員が「米軍機事故への危機管理対応に関する3都県比較研究」と題して報告を行った。司会・コメントーターは野添文彬所員・法学部准教授が務めた。参加者は21名。

中林氏は、2013～16年まで沖縄県知事公室地域安全政策課で主任研究員を務め、現在はひょうご震災記念21世紀研究機構人と防災未来センターにて地震や西日本豪雨などの危機管理を担当している。

報告では、米軍機事故は基地問題の側面だけでなく、危機管理の対象として基地所在自治体が果たすべき役割を整理する必要があるとし、東京都の横田基地、神奈川県厚木基地、沖縄県の普天間基地、3都県の地域防災計画の比較について考察された。これらの地域は米軍の航空部隊が常駐する飛行場があり、都県レ



野添文彬 所員

ベルで基地対策部門を設置していることから比較対象とした。

沖縄県の地域防災計画では民間機、自衛隊機、米軍機事故の区別が無く、2004年の沖縄大ヘリ墜落事故を受けて、米軍機墜落事故発生時には外務省沖縄担当大使を議長とする「沖縄県在日米軍事故対応に関する合同協議会」が現地対応、調整を行うとされている。また、日米両政府で合意された米軍機の施設区域外事故に関するガイドラインはあるものの、2016年に起きた名護市でのオスプレイ墜落の際はガイドラインで合意されている規制線をめぐって、米側の習熟不足からトラブルが発生している。

コメンテーターの野添所員からは、近年の在沖米軍の事故を踏まえ、米軍が地元の警察や消防を排除しながら事故処理を行っている中で、米軍を巻き込むことの現実性や協力体制の構築、地位協定の壁などによって自治体が主導的役割を果たすことの限界性についてなど指摘があった。

フロアからの質疑応答では、事故事例のパターン化ではなく、沖縄大のヘリ墜落時を例に、日米地位協定上、解釈の違いが生まれないようにすべきではないのかとの提起があった。

中林氏は、米軍機事故は安全保障にかかわる一方で、自治体は住民の生命、財産を守る一義的な責務があり、米軍所在自治体間での協働や好事例の共有などは不断なく取り組むべきとの回答があった。（文責：親川）



小梁吉章
広島大学大学院法務研究科名誉教授



不破 茂
愛媛大学法文学部准教授

沖縄法政研究所 第67回研究会

アンシトラル動産担保モデル法等の実務的課題の検討

2019年1月25日（金）に第67回研究会を開催し、「アンシトラル動産担保モデル法等の実務的課題の検討」をテーマに2つの報告が行われた。

第1報告の報告者を小梁吉章氏（広島大学大学院法務研究科名誉教授）、コメンテーターを不破茂氏（愛媛大学法文学部准教授）が務め、第2報告の報告者を原恵美氏（学習院大学法学部教授）、コメンテーターを久保田隆氏（早稲田大学大学院法務研究科教授・特別研究員）が務めた。司会は伊達竜太郎所員・法学部准教授が務めた。参加者は14名。

国際連合・国際商取引法委員会（United Nations Commission on International Trade Law: UNCITRAL: 以下「アンシトラル」）は、2016年12月、国連総会において動産担保モデル法を採択した。

立法ガイドが出てから10年経過し、わが国でも認知されつつあるが、新たなモデル法と日本法の比較法研究があれば、多くの研究者や実務の担当者にとって有益である。

まず、第1報告においては、小梁吉章教授から、「アンシトラル動産担保モデル法と国際倒産」のテーマで報告が行われた。本報告では、わが国における中小企業への担保金融との関連で、債務者の倒産と動産担保や、準拠法と管轄について議論した。

第1報告に対しては、不破茂教授からコメントを頂き、国際私法の観点からの分析を行った。本コメントでは、アンシトラルのモデル法につき、有体財産を目的とする

担保物権についての所在地法主義、単位法律関係の細分化、プロセス、倒産手続と担保準拠法について言及した。

次に、第2報告においては、諸国際機関の議定書作りにも参加されている原恵美教授から、「国際担保法秩序と日本の担保法の比較」のテーマで報告が行われた。本報告では、アンシトラルを中心に、国際担保法秩序の中で形成されている原理・原則から紐解き、わが国の担保法の状況について国際担保法秩序との比較を行い、今後のわが国の法改正を行う可能性について議論した。



原 恵美
学習院大学法学部教授



久保田 隆
早稲田大学大学院法務研究科教授



伊達竜太郎 所員

第2報告に対しては、久保田隆教授からコメントを頂き、仮想通貨・ブロックチェーンの観点からの分析を行った。本コメントでは、仮想通貨との関係での暗号資産につき、アンシトラル電子的移転可能記録モデル法の課題も含めて、ビットコイン等の仮想通貨への適用可否等の議論について言及した。

本研究会では、以上のように、アンシトラル動産担保モデル法等の実務的課題について、民法・国際私法・国際民事手続法（国際倒産を含む）等の複合的な観点からの考察を提供し、将来的なわが国と諸外国との比較法的な研究としても、有益な示唆を得ることができた。（文責：伊達）



吉岡 至
関西大学社会学部教授



普久原 均
特別研究員

沖縄法政研究所 第68回研究会

民意とメディア

－「辺野古」県民投票に関するニュース報道をめぐって－

2019年2月28日（木）に第68回研究会を開催し、吉岡至関西大学社会学部教授（沖縄国際大学法学部研究員）が「民意とメディア－「辺野古」県民投票に関するニュース報道をめぐって－」と題して報告を行った。コメンテーターは普久原均特別研究員（琉球新報社執行役員編集局長）、司会は佐藤学所長・法学部教授が務めた。参加者は8名。

吉岡至氏は、関西大学教授としてジャーナリズム研究を専門とし、この15年間、沖縄の報道機関の調査・研究を継続されてきた。本年度11月より3月まで、法学部研究員として沖縄に滞在し、この間に実施された沖縄県の「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票」に向けての県紙二紙の報道を調査、研究された。本研究会では、投票日の4日後という無理な日程を法政研の都合でお願いし、現時点での分析結果を報告して頂いた。

沖縄の新聞は正確に県民意思（民意）を代弁しているか、「沖縄の心」を集約的に示しているか、という問題意識に基づいて、琉球新報、沖縄タイムスの県紙2紙の紙面内容の詳細な記録・分析が報告された。

初めに、全国に共通する新聞の課題としての、発行部数漸減傾向、とりわけ若年層での「新聞離れ」が指摘され、その厳しい状況で県紙二紙がどのように読まれているかが示された。多メディア化が進む中で、今でも新聞は政治等の情報源としては上位に挙げられ、重要な役割を果たしている。

「辺野古県民投票」を事例として、2018年10月25日から2019年2月24日（投票日）までの紙面から①記事総数（うち1面記事数）②常設オピニオン欄投稿数と内容③論壇投稿数と内容④社説⑤県民投票関連テーマ記事という分類から、4ヶ月間の報道内容を検討された。

そこで明らかとされたのは、人々の思いの表出が、態度→意見→集約→民意という経路を辿るとする理論から、県紙の報道は、複雑な「思い」を「意思＝民意」に可視化することが、報道の基本姿勢となっているのではないか、という点である。

他方、「埋立て賛成」の意見・思いが十分に拾えていないのではないか、という指摘もあった。

コメンテーターを務めた琉球新報編集局長の普久原均氏からは、県民投票報道の過程で、「賛成」の意見を話して貰うこと、それを紙面に掲載させて貰うことが困難であった実状や、県民投票告示後は、選挙と同様の制約がかかることなどまさに報道の現場からの貴重な声を頂けた。

また、吉岡教授が最後に指摘した、ローカル・ジャーナリズムの役割として、単なる観察・解釈に止まらず、「当事者性」を活かした関与・解決を目指すことが重要ではないかという点は、観察・報道の向かうところが、必然的に解決型ジャーナリズムになるとの見解を述べられた。

研究会に参加した所員として考えたのは、県紙の役割は民意を「代弁」することなのか、ということであった。他方、沖縄の新聞二紙が発行部数も拮抗して、今の論調を維持しているのは、その報道姿勢が県民から支持を得ている証に他ならないとも考える。（文責：佐藤）

さんごしょう 未生怨・精神分析・教育

息子がまだ妻の胎内にいたとき、夫婦でよく「子どもを産み、育てることの罪深さ」について話題にした。生きるというのは辛いことだ。欲求をもつ存在として産み出されて、わずかな時も経たないうちに、欲求が満たされないことの苦痛を知る。欲求の抑制を覚えさせられ、「人間」としての愛情にめざめたかと思えば、愛する者の死に直面する。そして生涯、死の影におびえながら過ごすのだ。そうした「生」を、親の都合で押し付けていいのか、と。

本邦精神分析の先駆者古澤平作は、この親の身勝手さに由来する子どもの悲哀を、仏教思想との交点において「未生怨」と表現した。すなわち、自分のあずかり知らぬところで自分を存在させたことに対する恨み。

未生怨を「問うても仕方がないこと」として片づけるのはたやすい。だが、問わずともわが子を生の悲哀に連れ出した罪は消えない。いわばそれは、親が背負う「原罪」である。他のすべての人びとと同じように、わたしは両親の「原罪」を通じて生まれ、また他の多くの人びとと同じように、自らも「原罪」を背負うこととなった。わたしは（ひとは）この罪をいかに贖うべきなのか。

精神分析の祖 S.フロイトは、世に知られた「エディプス・コンプレックス」学説において、次のように言っていた。…ひとは生まれ落ちるとともに、自己に対する母の徹底的な献身＝愛を欲求する。空腹を感じたならすぐ乳が与えられ、おむつが濡ればすぐ替えてもらえるよう求める。だが、この欲求がつねに満たされることはない。どんなに注意深い母親でも、しばしば子どもの欲求を見逃してしまう。そこで子どもは思う。母親の献身＝愛が十分でないのは、母親の性愛が父親に向けられているせいだ、と。こうして子どもは、「母親に欲望されるもの」としてのポジションを得るべく、父親との同一化へと導かれていくことになる。この同一化は必然、父親の抱えもつ社会規範をもその対象とする。それゆえ子どもは、母親にむけていた己の欲求の非常識さや非現実性を自覚し、罪悪感からこの欲求を無意識へと抑圧してしまう。だが、欲求の抑圧はすなわち解消ではない。抑圧された欲求は無意識においてくすぶり続け、その後の人生においてもその対象を変化させながらしばしば噴出し、その時々で「重要な他者」

が欲望するものへの同一化を企図させつづける…と。

親であれ、重要な他者であれ、それが「他者」である以上、完全なる献身＝愛を与えることなどできない。だとすれば、ここでいう「同一化の企図」とはまさに存在すること自体に伴う悲哀、つまり未生怨を導くものである。いま精神分析にしたがい、ひとを「同一化にとりつかれた存在」としてみるならば、親から子への贖罪は一体いかなる形をとるべきか。

同一化は、社会規範への適応という意味では必要なことである。しかしだからといってそれを無条件に是認するなら、社会規範への服従と抑圧の強化を、いたずらに強いることにつながるだろう。フロイトが神経症の原因として指摘していたのはまさにこのような過剰な抑圧であった。してみれば、親が「己の欲望するもの」、すなわち（子どもから見れば）「望ましい子ども像」に執着することは、罪を重ねることであろう。親を「教師」、子どもを「生徒」に置き換えて考えれば、これは学校教育の問題としても理解できる（教師もまた「重要な他者」となりうるのだから）。ということは、あらゆる教育的な営みは罪の上塗りとなる可能性をもつ。

さらなる罪を犯すことは避けたい。だが、子どもを社会に適応させねばならない。ならば、せめてその贖罪の方途は、親（教育する者たち）がこのことを自覚しながら、必要とあらばいつでも己の欲望から距離をとれるよう身構えておくところに求められるのではなかろうか。

（のみ おさむ 法学部准教授／教育哲学）



2018（平成30）年度 沖縄法政研究所 所員・特別研究員名簿

氏 名			所属・職名等	専攻・研究テーマ等
〔所員〕 ＊委嘱初年・五十音順				
1	所長○	佐 藤 学	法学部地域行政学科・教授	地方自治、アメリカ政治
2	副所長	平 剛	法学部地域行政学科・准教授	公的支出に関する実証分析
3		稲 福 日出夫	法学部法律学科・教授	郷土の生んだ法律家佐喜眞興英とグリム兄弟の法学観
4		井 端 正 幸	法学部法律学科・教授	近代フランスにおける議会制の展開
5		小 西 由 浩	法学部地域行政学科・教授	犯罪予防論
6		前 津 榮 健	法学部地域行政学科・教授	情報公開および個人情報保護制度の諸問題
7		熊 谷 久 世	法学部地域行政学科・教授	生殖技術の進展に伴う国際家族法の変容について
8		武 田 一 博	法学部地域行政学科・教授	ニューロ・フィロソフィーとエコフェミ・フィロソフィー
9		井 村 真 己	法学部法律学科・教授	アメリカ公正労働基準法の制定過程に関する研究
10		照 屋 寛 之	法学部地域行政学科・教授	市町村合併、オンブズマン制度、行政改革
11		比屋定 泰 治	法学部法律学科・教授	国際機構研究、国家の裁判権免除と基地訴訟の研究
12	○	上江洲 純 子	法学部地域行政学科・教授	倒産手続間格差は正問題について
13	○	金 城 和 三	法学部法律学科・講師	動物生態学
14		原 田 優 也	産業情報学部企業システム学科・教授	アジアにおける知的財産権と消費者行動、アジア消費・流通論、中小企業マーケティング戦略
15		芝 田 秀 幹	法学部法律学科・教授	西欧政治思想史
16		中 野 正 剛	法学部法律学科・教授	犯罪統制の近代化過程から考察する未完成犯罪解釈学の推移の研究
17		黒 柳 保 則	法学部地域行政学科・教授	米軍政下の奄美・沖縄・宮古・八重山各群島の政治史
18	○	大 城 明 子	法学部地域行政学科・准教授	CALL教育 英語学習者の英語学習ストラテジーとビリーフについて
19	○	野 見 収	法学部地域行政学科・准教授	教育哲学・人間形成論
20		砂 川 かおり	経済学部地域環境政策学科・講師	米軍活動に係る環境政策・法研究
21		山 川 満 夫	法学部法律学科・准教授	リメディアル教育、中・高英語教育、小学校外国語活動
22	○	伊 達 竜太郎	法学部法律学科・准教授	会社法、国際取引法、沖縄の経済政策と法（沖縄経済特区など）
23		野 添 文 彬	法学部地域行政学科・准教授	沖縄米軍基地をめぐる日米関係に関する史的研究
24	○	田 中 佑 佳	法学部地域行政学科・講師	憲法、人権論、「子ども」という主体に関する憲法問題
25	○	安 原 陽 平	総合文化学部人間福祉学科・講師	教育法学、憲法学
26		柴 田 優 人	法学部地域行政学科・講師	行政法、環境法、地方自治法
27		清 水 太 郎	法学部法律学科・講師	商法
〔特別研究員〕 ＊委嘱初年・五十音順				
1	○	友 利 博 明	税理士法人リモト・代表者員税理士	税理士
2	○	福 里 芝 人	沖縄女子短期大学総合ビジネス学科・教授	民法（家族法）、消費者契約法
3	○	前 田 成 東	東海大学政治経済学部・教授	行政学
4	○	三 木 健	ジャーナリスト、沖縄ニューカレドニア友好協会顧問	沖縄文化論
5		知 念 賢 諭	浦添市役所	政治学、行政学
6		成 田 善 一	元株式会社琉葉相談役	商法（会社法）
7	○	比屋根 照 夫	琉球大学・名誉教授	政治思想史
8	○	松 田 朝 徳	松田朝徳法律事務所・弁護士	民事・家事事件
9	○	宮 平 魏 秀	沖縄国際大学・名誉教授	民法（財産法）
10		篠 田 四 郎	名城大学・名誉教授	商法、知的財産法
11		緑 間 英 士	学校法人興南学園・社会科教諭	国際法、政治
12		緑 間 榮	沖縄国際大学・名誉教授	国際法
13		山 本 研	早稲田大学法学学術院法務研究科・教授	民事手続法
14		黒 島 健	前石垣市副市長	地方自治
15		中 原 俊 明	前沖縄キリスト教学院大学・学長	商法
16	○	上 地 一 郎	高岡法科大学法学部・教授	法社会学・民法
17	○	豊 田 雅 幸	立教学院展示館設置準備室学芸員	日本近現代史 日中関係史 大学史
18		阿波連 正 一	国立大学法人静岡大学法務研究科・教授	民法、環境・公害法、土地所有権法
19		垣 花 豊 順	あけぼの法律事務所・所長・弁護士	刑事法
20		石 川 朋 子	沖縄国際大学非常勤教員	社会学、地域研究、移民研究
21		伊 波 和 正	沖縄国際大学・名誉教授	少年法（イギリスvs.日本）
22		奥 田 敦		イスラーム法および関連諸領域、アラビア語教育
23		儀 部 和歌子	儀部和歌子法律事務所・弁護士	憲法
24		下 地 勝	サポート・オフィスみらい（社労士・行政書士事務所）所長	労働法、社会保障法
25	○	安次富 哲 雄	琉球大学・名誉教授	民法学
26	○	我 部 政 男	山梨学院大学・名誉教授	日本近代史
27	○	土 江 真樹子	ジャーナリスト	メディアリテラシー、メディア研究 沖縄近代史
28	○	仲宗根 京 子	沖縄大学・非常勤講師	商法分野
29	○	仲宗根 忠 真	うるま法律事務所・弁護士	民法・親族法・相続法

氏 名		所属・職名等	専攻・研究テーマ等
30	○	羽 月 章	民法学（子どもの権利の保護）
31		鎌 田 晋	国際民事訴訟法
32		高 橋 一 行	政治学、政治理論、政治哲学、方法論
33		田 中 利 昌	ボランティア論、ボランティアコーディネーター論 NPO論
34		崔 鍾 植	刑事政策、少年法、日韓比較刑事法
35		向 井 洋 子	現代アメリカ政治、地域政策、福祉政策史、災害復興学
36		Robert D.Eldridge	政治学（政治外交史）、日米関係、戦後沖縄史
37	○	山 岸 健太郎	中国外交、台湾外交、国連加盟国の国連政策、国際機構論
38		小 林 武	憲法学、地方自治法学
39		櫻 澤 誠	日本近現代史・沖縄現代史
40		中 島 弘 雅	民事手続法
41	○	大久保 秀 人	知的財産権
42	○	武 田 昌 則	涉外家族法、中小企業法務
43	○	カギジニア カストリノ	米国法（特に、環境法、安全保障法）、国際比較法
44		磯 野 直	ジャーナリズム
45		高 橋 英 治	会社法、比較法
46		松 井 慎一郎	日本近現代思想史
47		屋 良 朝 博	沖縄の米軍基地問題
48		吉 次 公 介	戦後日本政治外交史
49	○	徳 本 穰	商法、会社法、M&A法、経済特区制
50	○	真喜屋 美 樹	地域経済・公共政策（米軍跡地利用）
51	○	松 本 真 輔	会社法、金融商品取引法
52		Claus Franke	ヨーロッパ文化・芸術
53		高 橋 順 子	社会学
54		常 井 健一	国内政治報道、オーラルヒストリー
55		新 倉 修	刑事法、国際刑事法、国際人権法、平和法
56	○	大 城 聡	裁判員制度、市民参加
57	○	高江洲 敦 子	民俗学、沖縄文化論、社会組織
58	○	田 口 真 義	裁判員制度（司法への市民参加）、少年非行及び少年法、行刑及び犯罪者の社会復帰支援、死刑問題
59	○	半 田 滋	安全保障（自衛隊、米軍基地）、沖縄振興体制、国際政治
60	○	普久原 均	自治、安全保障、経済政策
61	○	三 宅 孝 之	刑法・刑事政策
62	○	山 内 正	危機管理論、消防法及び災害対策基本法の研究
63	○	山 本 章 子	国際政治、政治史、日米関係史、アジア冷戦史
64	○	与 儀 武 秀	沖縄文化論
65	○	米 倉 外 昭	メディア
66		坂 上 暢 幸	裁判員制度、市民参加
67		鈴 木 和 子	租税法、沖縄振興税制
68		徳 永 賢 治	法哲学、法思想史、多元的法体制論
69		野 原 雅 彦	税法、会計、沖縄経済特区
70		前 泊 美 紀	地方議会
71		宮 城 修	沖縄の戦後政治
72		脇 阪 明 紀	商法学
73	◎	江 洲 幸 治	政治学、米軍統治下の立法院研究、沖縄戦後政治史・思想、沖縄（自治、振興と基地問題、国際交流）
74	◎	亀 石 倫 子	刑事弁護
75	◎	久保田 隆	国際取引法、国際金融法、電子商取引法、交渉学、経済システム
76	◎	仲 地 清	国際関係論、日米関係、米国の沖縄統治、戦後沖縄政治論
77	◎	中 林 啓 修	危機管理学、安全保障論（非伝統的領域的を含む）、ガバナンス論
78	◎	中 村 勉	刑事訴訟法、英国刑事司法制度、企業法務（知的財産権関連、社内調査・内部告発等）

※所属・職名、専攻・研究テーマ等は 2019 年 3 月現在、当研究所に届出または把握できているものです。更新時にかかわらず所属や連絡先等の変更がある場合は、随時、沖縄法政研究所までご連絡ください。

※○印の所員・特別研究員および◎印の新規所員・特別研究員の任期は 2018 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日です。所員・特別研究員は、二年任期で、二年毎に更新手続きが必要になります。

【連絡先】 e-mail : oilpchr @ okiu.ac.jp Fax : 098-893-8937

TEL : 098-892-1111（内線 6110・6119 沖縄法政研究所）または 098-893-7967（研究支援課）

〒 901-2701 沖縄県宜野湾市宜野湾二丁目 6 番 1 号

●2018(平成30)年度 活動日誌(2018年4月～2019年3月)

2018年

4月20日(金) 14:45～15:50 法学部会議室(5号館6階)

第1回事業計画委員会

1. 研究会開催方法等について
2. 寄贈図書を受入について
3. 2018年度所員新規推薦および更新について
4. 事業計画及び予算について
5. 研究支援助手の募集について
6. 紀要(特別寄稿)投稿条件等について

4月27日(金) 13:00～14:15 法学部会議室(5号館6階)

第1回所員会議

1. 研究会開催方法について
2. 寄贈図書(西原森茂名誉教授)
3. 新規所員推薦及び再任について
4. 2018年度事業計画及び予算について
5. 研究支援助手募集について
6. 紀要投稿条件について

5月11日(金) 12:20～13:00 本館6階会議室

第1回総合研究機構会議

1. 副機構長の選出について
2. 2018(平成30)年度所員について(南島研、産業研、法政研、経環研)
4. 2018(平成30)年度特別研究員について(産業研、経環研)
5. 2018(平成30)年度各研究所事業計画(案)及び事業費予算(案)について
6. 産業総合研究所副所長の任用について
7. 沖縄法政研究所研究支援助手の募集について

5月15日(火)～21日(月) 電子会議

第2回総合研究機構会議

1. 2018(平成30)年度各研究所所員会議(所員総会)審議結果について
2. 2017(平成29)年度各研究所事業報告及び予算執行状況報告について

6月4日(月) 16:20～17:50 13号館1階会議室

第65回研究会 20名

宮古島人頭税廃止運動の意義 一請願権の観点からの考察一

6月6日(水) 14:00～14:20 13号館1階会議室

第1回紀要編集委員会

1. 主任の選出について
2. 紀要第21号の発行について

6月15日(金)～18日(月) 東京3泊4日

共同研究「沖縄経済特区と法」資料蒐集

6月25日(月) 12:00～13:15 法学部会議室(5号館6階)

第2回事業計画委員会

1. 研究会の開催について
2. 研究支援助手の選考(書類審査)について

7月2日(月) 18:00～19:00 13号館1階会議室

第3回事業計画委員会

1. 第2回事業計画委員会について
2. 研究支援助手選考(面談審査)について

7月3日(火) 12:20～12:40 法学部会議室(5号館6階)

第2回所員会議

1. 事業計画委員会報告
2. 研究会開催について
3. 研究支援助手選考結果について

7月4日(水) 購入希望図書提出依頼

2018(平成30)年度購入希望図書目録の提出について(電子メール)

7月6日(金) 12:20～12:45 本館6階会議室A

第3回総合研究機構会議

1. 沖縄経済環境研究所特別研究員の任期日変更について
2. 沖縄法政研究所研究支援助手の任用について
3. 沖縄法政研究所研究支援助手の退職について

7月13日(金) 15:30～16:30 13号館1階会議室

第2回紀要編集委員会

1. 紀要への寄稿について
2. 送付先について

7月17日(火) 12:27～12:48 13号館1階会議室

第4回事業計画委員会

1. 紀要編集委員会について
2. 紀要への寄稿について
3. 第40回講演会の撮影取材について
4. フォーラムの開催について
5. 第40回講演会について
6. 第66回研究会開催について
7. 購入希望図書目録提出について

7月20日(金) 12:20～12:45 法学部会議室(5号館6階)

第3回所員会議

1. フォーラムの開催について
2. 第40回講演会について
3. 第66回研究会開催について
4. 購入希望図書目録提出について

7月22日(日)～24日(火) 石垣市2泊3日

共同研究「経済特区と法」資料蒐集

7月26日 15:00～16:30 13号館1階会議室

第66回研究会 21名

米軍機事故への危機管理対応に関する3都県比較研究

8月4日(土) 13:30～17:30 3号館203教室

沖縄法政研究所第40回講演会 200名

『建議書』は生きているー沖縄の現状がその証ー

9月28日(金)～30日(日) 京都・大阪2泊3日

共同研究「経済特区と法」資料蒐集

10月9日(火)～11日(木) 電子会議

第4回所員会議(電子会議)

1. 2018(平成30)年度補正予算について

10月27日(土) 13:30～17:00 13号館301教室

沖縄法政研究所第41回講演会 130名
刑事弁護が社会を変えるーGPS捜査違法事件を中心に

10月31日(水)～11月5日(月)

受入雑誌等利用状況確認依頼(電子メール)

11月7日(水) 18:00～19:00 13号館1階会議室

第5回事業計画委員会

1. 2019(平成31)年度事業計画
2. 2019(平成31)年度予算について

11月12日(月)～14日(水) 電子会議

第6回事業計画委員会(電子会議)

1. 2019(平成31)年度事業計画
2. 2019(平成31)年度予算について

11月16日(金) 15:00～16:00 法学部会議室(5号館6階)

第5回所員会議

1. 2019(平成31)年度事業計画
2. 2019(平成31)年度予算について

11月30日(金)～12月3日(月) 東京3泊4日

共同研究「沖縄戦後思想史の研究」資料蒐集

12月7日(金) 12:20～12:50 13号館1階会議室

第7回事業計画委員会

1. 所長選挙について
2. 次年度以降の共同研究のあり方について
3. 次年度の研究会の募集について
4. 購入図書、追加募集について

12月14日(金) 12:20～12:40 法学部会議室(5号館6階)

第6回所員会議

1. 所長選挙について
2. 次年度以降の共同研究のあり方について
3. 次年度の研究会の募集について
4. 購入図書、追加募集について

12月14日(金)～16日(日) 東京2泊3日

共同研究「沖縄経済特区と法」資料蒐集

12月15日(土) 14:00～17:00 3号館203教室

沖縄法政研究所フォーラム第17回シンポジウム 120名

『追跡 日米地位協定と基地公害「太平洋のゴミ捨て場」と呼ばれて』をめぐってー法的、歴史的、政治的視点からの検討ー

12月21日(金)～27日(木) 電子会議

第4回総合研究機構会議

1. 2018(平成30)年度産業総合研究所特別研究員の解嘱について
2. 2018(平成30)年度産業総合研究所所員(新規)について

2019年

1月12日(土)～13日(日) 宮古島市1泊2日

共同研究「沖縄戦後思想史の研究」資料蒐集

1月25日(金) 12:10～12:50 13号館1階会議室

第7回所員会議

1. 所長選挙の結果について
2. 副所長の選出について
3. 2019(平成31)年度共同研究の在り方について
4. 2018(平成30)年度購入予定図書について

1月25日(金) 16:00～18:00 13号館1階会議室

第67回研究会 14名

- アンシトラル動産担保モデル法等の実務的課題の検討
 - ーアンシトラル動産担保モデル法と国際倒産ー
 - ー国際担保法秩序と日本の担保法の比較ー

2月12日(火)～16日(土) 東京4泊5日

共同研究「沖縄戦後思想史の研究」資料蒐集

2月15日(金) 11:00～12:20 法学部会議室(5号館6階)

第8回事業計画委員会

1. 特別研究員新規推薦および更新について
2. 次年度以降の共同研究のあり方について

2月20日(水) 11:00～12:00 法学部会議室(5号館6階)

第8回所員会議

1. 特別研究員新規推薦および更新について
2. 次年度以降の共同研究のあり方について

2月27日(水) 13:30～14:30 本館6階会議室A

第5回総合研究機構会議

1. 沖縄法政研究所 所長選挙結果について
2. 沖縄経済環境研究所 所長選挙結果について
3. 沖縄法政研究所 所長退任について
4. 沖縄経済環境研究所 所長退任について
5. 沖縄法政研究所 副所長退任について
6. 2019(平成31)年度 特別研究員について

2月28日(木) 14:00～16:00 13号館1階会議室

第68回研究会 8名

- 民意とメディア
 - ー「辺野古」県民投票に関するニュース報道をめぐってー

3月11日(月) 14:00～18:30 13号館1階会議室

第3回紀要編集委員会

1. 最終稿について

3月25日(月)～27日(水) 大阪2泊3日

共同研究「沖縄戦後思想史の研究」資料蒐集

3月27日(水)

紀要「沖縄法政研究所」第21号発行

3月28日(木)

所報「沖縄法政研究所所報」第28号発行